

(別紙3)

令和3年度(第75期)司法修習における実務修習順序について

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.12.14 ~ R4.2.9	R4.2.10 ~ R4.4.6	R4.4.7 ~ R4.6.2	R4.6.3 ~ R4.7.26		
東京	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
立川	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
横浜	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
さいたま	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
千葉	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
水戸	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班： R4.6.3（金）～R4.6.10（金）（※6.6（月）を除く。）	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班： R4.2.3（木）～R4.2.9（水）	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班： R4.5.27（金）～R4.6.2（木）	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		4班： R4.2.10（木）～R4.2.18（金）（※2.17（木）を除く。）	
宇都宮	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
	3班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
	4班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
前橋	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班： R4.5.27（金）～R4.6.2（木）	
	2班	(裁)刑事部		(裁)民事部		2班： R4.2.3（木）～R4.2.9（水）	
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	3班： R4.3.30（水）～R4.4.6（水）	
	4班		(裁)民事部		(裁)刑事部	4班： R4.7.20（水）～R4.7.26（火）	
静岡	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班： R4.5.27（金）～R4.6.2（木）	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	2班： R4.7.11（月）～R4.7.15（金）	
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	3班： R4.2.3（木）～R4.2.9（水）	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班： R4.3.14（月）～R4.3.18（金）	
甲府	1班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	3班		(裁)民事部	(裁)刑事部			
	4班	(裁)刑事部	(裁)民事部	(裁)刑事部			

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.12.14 R4.2.9	R4.2.10 R4.4.6	R4.4.7 R4.6.2	R4.6.3 R4.7.26		
長野	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班：裁判実務修習中（第4クール）に行う。 3, 4班：裁判実務修習中（第3クール）に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
新潟	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁		
大阪	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
京都	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
神戸	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
奈良	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
大津	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。 民事裁判実務修習中に家事3日程度 刑事裁判実務修習中に少年2日程度 *少年鑑別所の見学を2回実施(新型コロナ感染防止のため、状況に応じて実施しない場合有) (2班合同)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
和歌山	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部					
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	(裁)民事部		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
名古屋	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
津	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1, 2班：R4.5.23（月）～R4.5.27（金） 3, 4班：R4.6.8（水）～R4.6.14（火）	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3. 12. 14 R4. 2. 9	R4. 2. 10 R4. 4. 6	R4. 4. 7 R4. 6. 2	R4. 6. 3 R4. 7. 26		
岐 阜	1 班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2 班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3 班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	4 班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
福 井	1 班	(裁) 刑事部	検察庁	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2 班	検察庁	(裁) 民事部		(裁) 刑事部		
	3 班						
	4 班						
金 沢	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4 班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
富 山	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4 班						
広 島	1 班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2 班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4 班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁		
山 口	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2 班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4 班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
岡 山	1 班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に 5 日間行う。	
	2 班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3 班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4 班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
鳥 取	1 班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2 班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	3 班						
	4 班						
松 江	1 班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に 5 日間行う。	
	2 班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部		
	3 班						
	4 班						
福 岡	1 班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2 班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3 班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	4 班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3. 12. 14 R4. 2. 9	R4. 2. 10 R4. 4. 6	R4. 4. 7 R4. 6. 2	R4. 6. 3 R4. 7. 26		
佐賀	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1班 : R4. 7. 4 (月) ~ R4. 7. 8 (金)	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	2班 : R4. 3. 7 (月) ~ R4. 3. 11 (金)	
	3班						
	4班						
長崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1、2班 : 裁判実務修習中（第1クール）に3日間 3、4班 : 裁判実務修習中（第3クール）に3日間 (ほか、裁判実務修習中に傍聴、見学等を行う。)	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
大分	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
熊本	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	1班 : R4. 6. 3 (金) ~ R4. 6. 9 (木)	
	2班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	2班 : R4. 2. 10 (木) ~ R4. 2. 17 (木)	
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	3班 : R4. 5. 27 (金) ~ R4. 6. 2 (木)	
	4班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	4班 : R4. 2. 3 (木) ~ R4. 2. 9 (水)	
鹿児島	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
宮崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
那覇	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
仙台	1班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
福島	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
山形	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	4班						

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.12.14 R4.2.9	R4.2.10 R4.4.6	R4.4.7 R4.6.2	R4.6.3 R4.7.26		
盛岡	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R4.7.11(月)～R4.7.15(金)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班: R4.1.21(金)～R4.1.27(木)	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R4.5.23(月)～R4.5.27(金)	
	4班						
秋田	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部		(裁)民事部			
	3班						
	4班						
青森	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	3班						
	4班						
札幌	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	1班: R4.5.23(月)～R4.5.27(金)	
	2班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	2班: R4.7.11(月)～R4.7.15(金)	
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	3班: R4.1.17(月)～R4.1.21(金)	
	4班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	4班: R4.3.14(月)～R4.3.18(金)	
函館	1班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部			
	3班						
	4班						
旭川	1班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
釧路	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部			
	3班						
	4班						
高松	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
徳島	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中(第1クール)に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	3, 4班: 裁判実務修習中(第3クール)に行う。	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
高知	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
松山	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	1班: R4.2.1(火), R4.5.30(月)～R4.6.2(木)	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	2班: R4.3.14(月), R4.6.7(火)～R4.6.10(金)	
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	3班: R4.1.31(月)～R4.2.4(金)	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班: R4.3.14(月)～R4.3.18(金)	